

## 贈与税の非課税制度

贈与税の計算上一般的に知られているのは年間 110 万円の基礎控除ですが、他にも時限措置で一括贈与の非課税特例がありますので、以下にまとめてみました。

### 1. 贈与税非課税制度の比較

	A	B	C	D
種類	教育資金の一括贈与非課税制度	住宅取得等資金の非課税制度	暦年課税	相続時精算課税制度
贈与者	父母又は祖父母などの直系尊属	父母又は祖父母などの直系尊属	制限なし	65歳以上(住宅資金は年齢制限なし)の父母
受贈者	30歳未満の子又は孫などの直系卑属	20歳以上の子又は孫などの直系卑属	制限なし	20歳以上の子
非課税額	学校等への支払は 累計 1,500 万円 ※学校等以外への支払は 累計 500 万円	(2014 年中の贈与の場合) ・省エネ性又は耐震性の住宅 1,000 万円 ・上記以外の住宅 500 万円	年 110 万円	累計 2,500 万円 (2,500 万円を超える金額には 20%の贈与税がかかる)
用途制限	学校等に直接支払う入学 金、授業料、学用品費など ※学校等以外 学習塾、スポーツ・文化芸術向上費用等	床面積 50㎡以上 240㎡以下等の一定の住宅取得又は 100 万円以上の一定の増改築等	なし	なし(贈与者の年齢制限なしは住宅資金に限る)
所得制限	なし	受贈者の贈与年の合計所得 2,000 万円以下	なし	なし
適用期間	2013 年 4 月～2015 年 12 月	2012 年 1 月～2014 年 12 月	なし	なし(住宅資金の年齢制限なしは 2014 年まで)
相続税の計算	贈与額加算不要(但し受贈者が 30 歳に達したときに使い残しがある場合はその残額は贈与税の対象)	贈与額加算不要	3 年以内の贈与額を加算し、贈与税控除	贈与額を全額加算し、贈与税控除

### 2. 贈与税の非課税制度の重複適用

(1) 同一の当事者間における重複適用は、上記 A+B、A+C、A+D、B+C、B+D、A+B+C、A+B+D いずれも可能。C の暦年課税と D の相続時精算課税の重複適用は不可。

(2) A+B+C の組み合わせで、2014 年中は年間最大 2,610 万円(1,500 万円+1,000 万円+110 万円)までの贈与が非課税となります。

ちなみに、2,610 万円の通常の贈与の場合、暦年課税(従来の 110 万円控除)では、贈与税額は 1,025 万円にもなります。

(3) A+B+D の組み合わせでは、年間最大 5,000 万円(1,500 万円+1,000 万円+2,500 万円)の贈与まで非課税となります。親に相続税がかからない可能性が大きいのであれば効果的な方法となります。

但し、D の相続時精算課税制度では以下のような利用制限があるので留意が必要です。

- ・制度の対象となる親の相続時に、本制度を選択した贈与財産を「贈与時の時価」にて相続財産に合算し、通常通り相続税を計算する。
- ・本制度を選択した親から子への選択年以後の贈与は、C の従来の年 110 万円控除は利用できない。但し、選択した親以外の親族や第三者からの贈与には 110 万円の控除の利用は可能。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区悲田院町 8-26 天王寺センターハイツ 509 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

